

研究紀要公開のための  
著作権処理手引き

2002年11月

国立情報学研究所

## 目次

---

<b>I.</b>	<b>はじめに</b> .....	<b>1</b>
<b>II.</b>	<b>研究紀要公開支援事業とは</b> .....	<b>2</b>
1.	研究紀要の電子化と研究紀要ポータルシステムへの登録.....	2
2.	研究紀要の公開.....	2
3.	収録対象となる研究紀要.....	2
<b>III.</b>	<b>研究紀要公開と著作権</b> .....	<b>4</b>
1.	「著作物」.....	4
2.	「著作者」.....	4
3.	「著作権」の構成.....	4
4.	研究紀要の公開に関わる権利.....	7
5.	研究紀要における著作権処理.....	7
6.	具体的な譲渡，許諾の手続き.....	8
<b>IV.</b>	<b>著作権 Q&amp;A</b> .....	<b>9</b>
1.	権利の所在について.....	9
2.	著作物の範囲について.....	10
3.	電子化，公開後の著作権の扱いについて.....	11
4.	その他.....	11

## I. はじめに

平成 14 年度から国立情報学研究所の研究紀要公開支援事業がはじまります。この事業では、大学等の発行する研究紀要を電子化し、インターネットを通じて広く一般に公開します。研究紀要の電子化と公開にあたっては、研究紀要に収録された個々の論文の著作権処理が不可欠です。

研究紀要に収録された個々の論文は、「著作物」であり、創作した著作者の権利を尊重して電子化、公開を行う必要があります。この手引きでは、研究紀要の電子化、公開にあたって必要となる著作権の基礎知識と、実際の著作権処理で問題になると思われる事柄について解説します。大学等における著作権処理の推進の御参考としていただければ幸いです。

## II. 研究紀要公開支援事業とは

### 1. 研究紀要の電子化と研究紀要ポータルシステムへの登録

次のサービスによって、研究紀要データの電子化と登録を支援します。

- 1) 「学術雑誌情報登録システム（仮称）」による大学等からの登録  
学術雑誌目次速報登録システムの機能を拡張することによって実現します。大学等から研究紀要に収録された各記事の書誌（抄録まで含む）、本文（PDF ファイル）、URL（機関のサーバで公開するとき）の情報を WWW 経由で NII のサーバに登録できます。
- 2) 国立情報学研究所による研究紀要電子化支援  
大学等で電子化の予定のない研究紀要については、バックナンバーを中心として国立情報学研究所の予算で電子化し、研究紀要ポータルシステムへ登録します。作成されるデータは以下のとおりです。
  - ・ 各記事について、タイトル、著者、著者所属機関、キーワード、抄録、掲載雑誌情報を記した書誌データ
  - ・ 雑誌の表紙から裏表紙までのページをスキャニングして作成した画像データ（PDF 形式）

### 2. 研究紀要の公開

電子化、登録された研究紀要は、次のサービスを通じて公開します。いずれのサービスにおいても、研究紀要については、「誰でも（申請不要）、無料で（システム利用料無料、著作権使用料無料）」検索、閲覧できます。

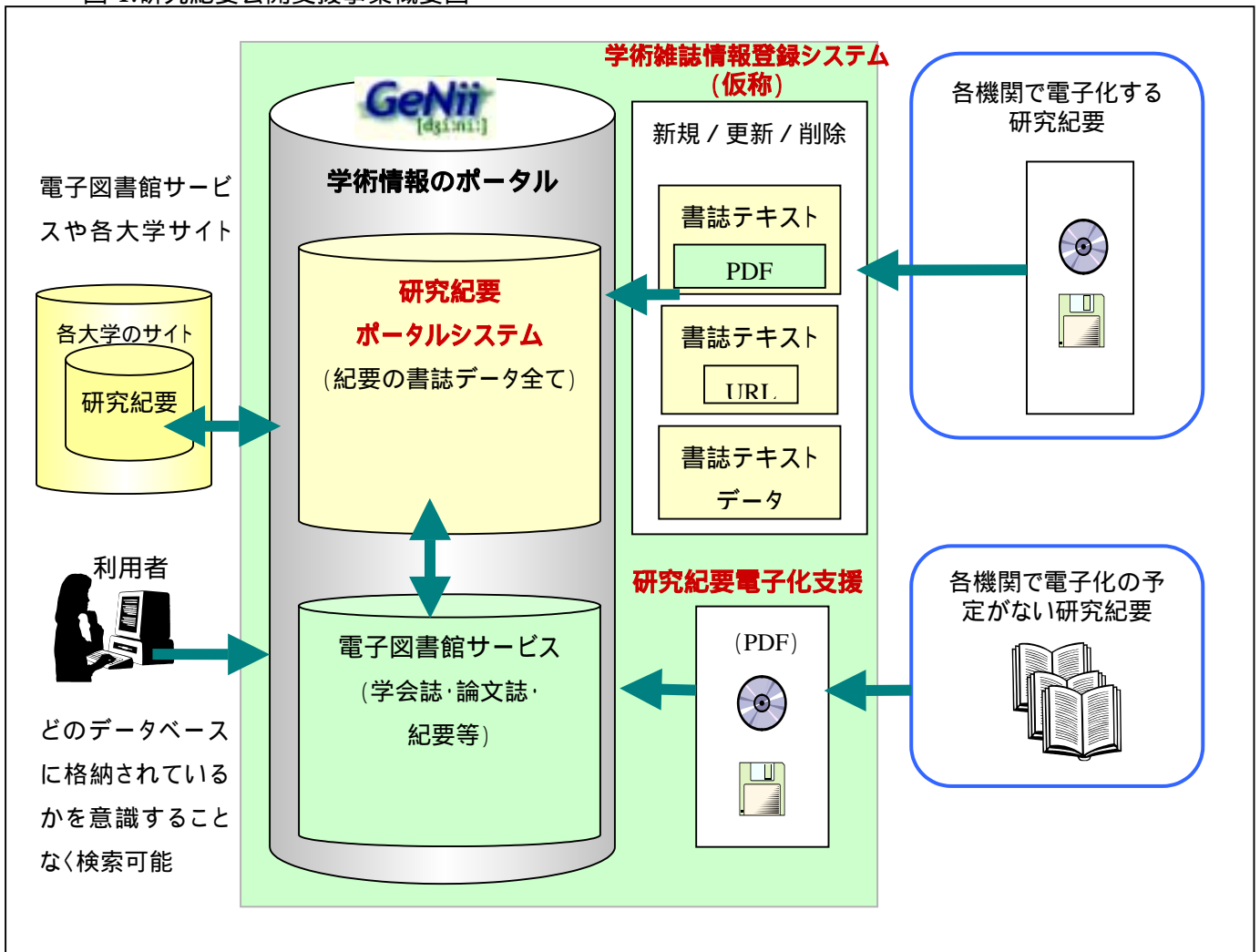
- 1) 「研究紀要ポータルシステム」による公開  
国内の大学等の発行する研究紀要のポータルとして、書誌情報による検索と、検索結果からの一次情報へのリンク機能を提供します。
- 2) 「電子図書館サービス（NACSIS-ELS）」による公開  
電子図書館サービス（NACSIS-ELS）では、一次情報（本文情報）をもつ大学等の研究紀要と国内の学協会誌を横断検索できます。  
（学協会誌の本文を参照するには利用申請が必要です。また学協会によって著作権使用料が定められているものがあります）

### 3. 収録対象となる研究紀要

国立情報学研究所が受入れする研究紀要には以下の条件があります。

- 1) 大学等機関が定期的に刊行している学術刊行物であること
- 2) 本文情報，抄録の公開にあたっては各機関内で著作権処理が完了していること
  - ・ 大学・学部等に著作権が帰属しているもの
  - ・ 国立情報学研究所による電子化・公開について著作権者から許諾を得ているもの

図-1.研究紀要公開支援事業概要図



### III. 研究紀要公開と著作権

#### 1. 「著作物」

研究紀要に収録されたひとつひとつの論文が、著作権の対象となる「著作物」です。

著作権法は「著作物並びに実演，レコード，放送及び有線放送に関し著作権者の権利及びこれに隣接する権利を定め，これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ，著作権者の権利の保護を図り，もって文化の発展に寄与することを目的」（第1条）としています。

ここでいう「著作物」とは、「思想又は感情を創作的に表現したものであって，文芸，学術，美術又は音楽の範囲に属するもの」（第2条第1項第1号）とされています。もちろん，研究紀要に収録されたひとつひとつの学術論文もその対象となります。

#### 2. 「著作者」

論文を書いた人が「著作者」であり、「著作権」を持っています。

「著作者」とは、「著作物」を創作する人のことです（第2条1項第2号）。大学等が所属の教官に依頼した，あるいは，報酬を払って論文を執筆してもらった，等の事情にかかわらず，基本的には，実際に著作物を創作した人（論文の執筆者）が著作者であり，著作権を持っています。

また，共同著作物（2人以上のものが共同して創作した著作物）の場合は，原則として全員が，共同で権利を行使することとなります。

#### 3. 「著作権」の構成

財産権としての著作権は譲渡できます

広義の著作権は，図-2の権利から構成されています。

この手引きでは，研究紀要に関連する「著作者の権利」についてのみ触れることとします。

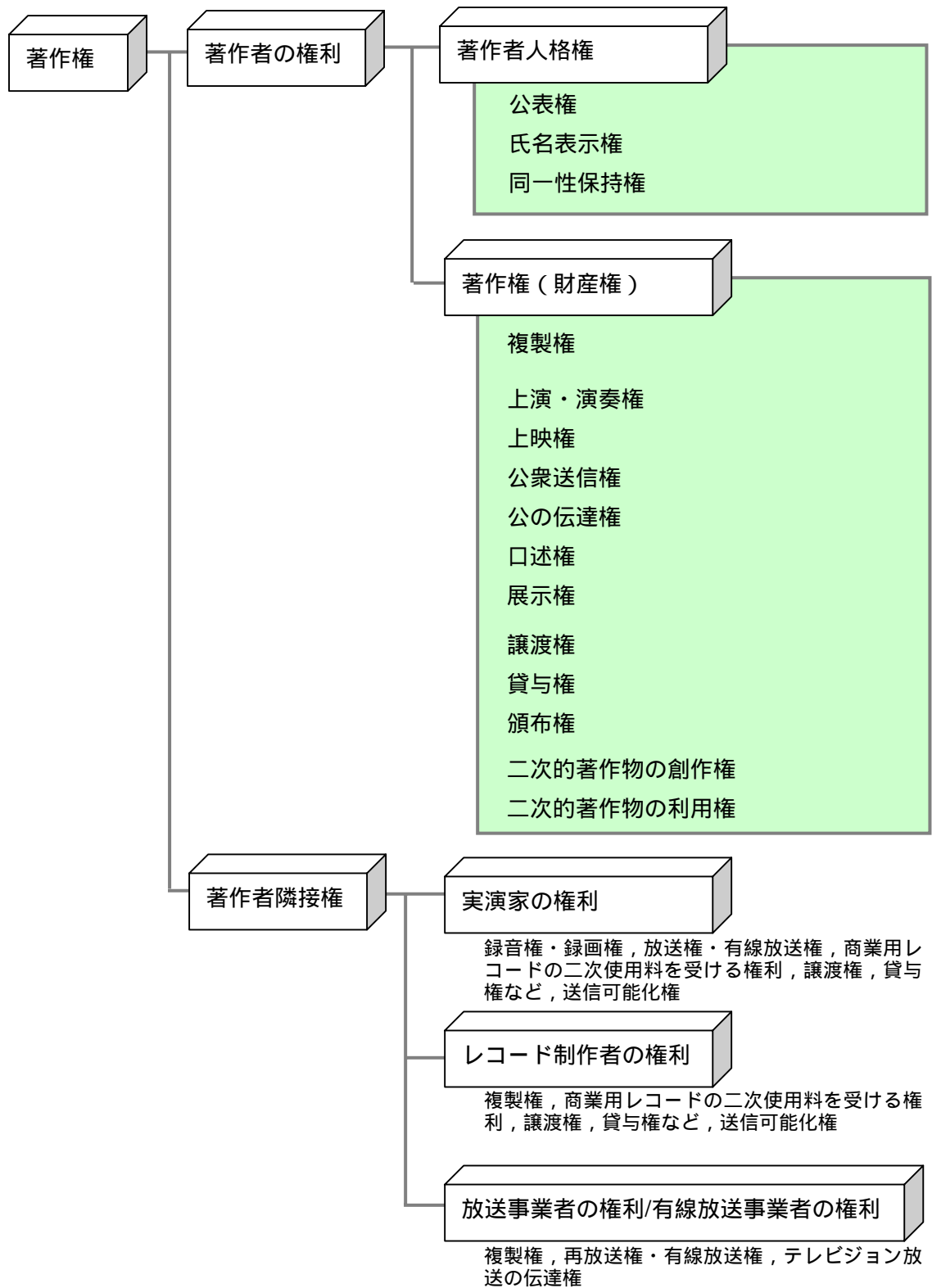
著作者の権利は，著作物を創作した時点で自動的に付与される権利です（第17条2項）。著作者は，著作権を行使するために特別な登録等を行う必要はなく，論文を執筆した時点でその論文の著作権を持つこととなります。

著作者の権利のうち，著作者人格権は，一身専属性の権利であり，他人に譲渡することはできない権利です。これに対し，著作権（財産権）については，その一部あるいは全部を譲渡することができます（第61条）。

また、著作権は、「無断で複製されない権利（無断でコピーされない権利，無断で公衆送信されない権利）」であって「複製できない」ことを規定したものではありませんから、著作権をもっていなくても、著作権者からの許諾があれば、複製したり公衆送信したりすることができます。

なお、著作権（財産権）の保護期間は、原則として創作の時から作者の死後 50 年までです。

図-2.著作権の構成





#### 4. 研究紀要の公開に関わる権利

複製権と公衆送信権です。

研究紀要の電子化・公開にあたって関係する権利は、著作権（財産権）のうちの次の2つの権利です。

- 複製権： 著作物を有形的に複製することに関する権利です。  
研究紀要の電子化・公開の場合、冊子体を電子化することは、複製にあたります。また、電子化したデータをサーバのハードディスクへ保存することも複製にあたります。
- 公衆送信権： 著作物を公衆向けに「送信」する事に関する権利です。インターネットなどを通じたサーバからの「インタラクティブ送信(自動公衆送信)」の場合には、送信のためにサーバへデータをアップロードすることも含まれます(送信可能化権)。  
研究紀要ポータルでは、インターネットを通じて不特定多数の利用者への公開を行いますので、公衆送信にあたります。

#### 5. 研究紀要における著作権処理

著作権の機関への集中，又は，許諾が必要です。

研究紀要の電子化・公開について、事前におこなっておくべき著作権処理として次のいずれかが考えられます。

- 1) 著作権（財産権）を著作者から，大学，学部等へ譲渡してもらう。  
先に述べたように，著作権（財産権）は他人に譲渡することができます。このとき，全てを譲渡しなくても，「複製権」「公衆送信権」に限って譲渡することもできます。  
この場合，大学等が著作権を持つこととなりますので，研究紀要を電子化，公開することについて，あらためて著者の許諾を得る必要はありません。また，他の機関が研究紀要を利用する場合は，大学等の判断で許諾ができることとなります。
- 2) 「複製権」「公衆送信権」の行使を大学に委託してもらう。  
大学等への著作権の譲渡を行わない場合，「複製権」「公衆送信権」の行使を大学に委託してもらう方法があります。権利行使の委託を受けていれば，研究紀要を

電子化，公開することについて，あらためて著者の許諾を得る必要はありません。また，他の機関が研究紀要を利用する場合は，大学等の判断で許諾ができることとなります。

3) 電子化，公開に関する許諾を得る

電子化し，公開することについて，著作権者から許諾を得るということも考えられます。ただし，研究紀要ポータルへの参加の場合は，電子化し，公開する主体が大学や学部自身ではなく，国立情報学研究所になることがありますので，許諾をとる際には，大学等が委託する機関において電子化・公開することも許諾の条件として明文化してください。

6. 具体的な譲渡，許諾の手続き

1) 投稿規定で著作権について明確にする

研究紀要の投稿規定に，5.について明文化して記載しておく方法です。例えば，「本紀要に掲載された論文，抄録の著作権は ×大学に帰属する」等の規定をいれることで，個々の著作者と個別に著作権譲渡の契約を結ばなくても，著作者は著作権が大学等に移譲されることを前提に投稿することになります。

2) 論文毎に個々の著作者と契約する

著作権譲渡の契約書等を別に設けて，論文掲載毎に個別に著作者との契約を結ぶ方法です。

特に，バックナンバー等で投稿規定に著作権の規定がないものについては，個別に許諾を受ける必要があります。また，著作権（財産権）は著作者の死後 50 年まで保護されますので，故人であれば，相続人とこの契約を結ぶこととなります。

## IV. 著作権 Q&A

研究紀要の電子化・公開に関連して大学等からいただいたご質問のうち、著作権関係のご質問をまとめました。

### 1. 権利の所在について

**Q** バックナンバーに、著作権の在り処が明記してありません。

著作権についての規定がない場合、基本的に著作権は著作物を創作した人（著作者）に帰属します。著作者に無断で電子化したり公開したりすることはできません。この場合は、個々の著作者と大学等との間で、著作権に関する契約を結んだ後、電子化と公開を実施することになります。

国立情報学研究所の研究紀要公開支援は、すべてのバックナンバーを公開することを大学等に義務づけるものではありませんので、各大学等で権利関係の処理が終了したのから順次、電子化、公開を行ってください。

**Q** 故人の場合は、だれに許諾をとればいいですか？

著作権（財産権）の保護期間は著作者の死後 50 年間です。著者が故人となっていれば、保護期間中は遺族（相続人）が権利を行使することができますので、遺族の許諾が必要です。

**Q** 研究共著の場合は、だれに許諾をとればいいですか？

共著の場合、すべての著者に著作権があります。したがって、すべての著者に許諾をとる必要があります。また、著作権の保護期間は、最後に死亡した著作者の死亡時から起算されます。あらかじめ一人に著作権が集中するような取り決めをしていれば、その人の許諾のみでよいこととなりますが、学術論文において、そのような処理をおこなっている著作物はあまり例がないと思われます。

**Q** 研究紀要は大学が発行しているので「法人著作」ではないのですか？

個人以外（国、会社）が著作者となる「法人著作（職務著作）」は、著作物が次の要件をすべて満たしていなければなりません(15 条 1 項)。

- (1) 法人等の発意に基づき作成されること

- ( 2 ) 法人等の業務に従事する者が作成すること
- ( 3 ) 職務上作成すること
- ( 4 ) 法人等の名義で公表されること
- ( 5 ) 契約や就業規則その他に別段の定めがないこと（著作権は職員にあるという規則がないこと）

研究紀要に掲載される学術論文が上の条件をすべてみたすことは、ほとんど無いのではないのでしょうか（ここでいう「著作物」は、研究紀要全体でなく、収録された個々の論文であることに注意してください）。

## Q 著作権が大学に譲渡されていないと、電子化の対象にはならないですか？

各機関で著作権の処理が既に行なわれており、国立情報学研究所が個々の著者に許諾を取るなどの処理を行なわなくて良い状況であれば問題はありません。（著作権が大学に委譲されていることは、著作権処理の1例です。）

なお、「平成12年度国立大学図書館協議会図書館電子化システム特別委員会第3年次報告」の「6. 引用及び参考資料」(<http://wwwsoc.nii.ac.jp/anul/Kdtk/Rep/71/s4.html>)には、いくつかの機関の許諾依頼文書及び許諾書様式が掲載されています。

## 2. 著作物の範囲について

### Q 論文中に冊子への掲載だけを許諾されているさし絵があります

論文中の挿絵や写真も著作物として保護されます。挿絵や写真の著作者に無断で電子化を行なうことはできません。論文中で写真/画像を掲載している場合には、掲載している著作物の著作権者に対して、複製し、公衆送信することの許諾を得る必要があります。

研究紀要公開支援への冊子体提供の場合、許諾が得られなかった部分は白い紙を張るなどして、物理的に入力できない状態にしてお送りください。

### Q 抄録のみ登録する（論文本文は載せない）場合も著作権は問題ですか？

一般に論文の抄録といった場合には、論文中の著者の論旨を引き継ぎつつ外面的に短い文章に要約したものを指すことが普通だと考えられます。このような抄録を作成する場合には、原著の著作者の許諾が必要です。このように、著作物を翻案して創作される著作物のことを二次的著作物といいます。

二次的著作物の利用にあたっては、二次的著作物（抄録）の著作者だけでなく、原著（論

文)の著作者の許諾も必要です。

なお、タイトル、著者名、日付、簡単な内容紹介等のような創作性の無い情報だけで構成されている場合には、著作権の対象とはなりません。

### 3. 電子化、公開後の著作権の扱いについて

#### Q 著作者が論文をまとめて一冊の本にする場合はどうなるのでしょうか？

著作権を大学等に譲渡した後、著作者が自分の論文をまとめて出版したいという場合、大学等が複製権を持っていますので、自分の著作物であっても著作権者(大学等)に無断で出版はできません。このような場合についての取り決めも投稿規定等で定めておくように(筆者自身が自分の論文を利用することは差し支えない、ただし事前に申し出ること云々)するとよろしいかと思います。

#### Q 研究紀要は全て著作権使用料、利用申請とも不要となっていますが、再利用されても著作権者は異議を申し立てられないのでしょうか？

利用申請不要であるのは、研究紀要を閲覧するにあたって事務手続き上の申請は必要ないということであり、利用者に複製権までを与えることを意味していません。従って、記事の複製(ダウンロード、印刷など)は、著作権法で認める権利制限規定の範囲内でのみ可能です。著作権法の権利制限規定としては、私的使用のための複製(第30条)、教育機関での複製(第35条)等がありますが、いずれも制限規定適用の詳細な条件が定められています。

著作権の侵害は、「犯罪行為」であり、権利者の「告訴」により「3年以下の懲役」又は「300万円以下の罰金」という罰則規定があります。公開されている研究紀要を私的利用以外の目的で複製したり再配布したりした場合には、権利者は告訴によって刑事的対抗措置をとることができます。また、損害賠償の請求、差し止め請求などの民事的対抗措置が可能であることも規定されています。

### 4. その他

#### Q 著作権の許諾が得られない論文があった場合、研究紀要の電子化はどんな作業となりますか？

許諾が得られた論文のみを当該号の論文として公開します。国立情報学研究所で電子化

する対象となった場合には、作業のミスを防ぐため、当該論文を切り取る/当該論文に紙を張るなどして、物理的に入力できない状態にしてお送りくださいますようお願いいたします。論文中に公開不可能な部分（写真，挿絵等）がある場合にも，同様にマスキングを施してください。

なお、電子化したものは全て公開します。（電子化はするが公開しないことはいたしません。）

また、一度、ある号の一部を電子化した場合、その冊子の残りの論文を後で電子化することはしません。後で許可がとれた場合は、各機関で電子化を行い目次速報登録によって研究所のサーバに登録すれば，前に電子化した論文と共に検索することが可能になります。

## Q 個々の著作者に許諾を得るための統一された書式はありますか？

著作者と大学等との権利関係の契約は，それぞれの実情に応じて様々であることが考えられますので，国立情報学研究所から「統一した書式」を提示することはいたしません。実例としては，「平成 12 年度国立大学図書館協議会図書館電子化システム特別委員会第 3 年次報告」の「6. 引用及び参考資料」(<http://wwwsoc.nii.ac.jp/anul/Kdtk/Rep/71/s4.html>) の例をご参照下さい。また，学会誌等，他の事例を参照したい場合は，担当係へご相談下さい。